

調停申立書の提出について

提出場所：千葉簡易裁判所 民事係(受付) (新館1階)

時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 注：窓口が開いている時間です。

- ※ 申立書の審査には時間がかかりますので、時間には余裕を持ってお越しください。
- ※ お昼や終業間近には申立等が混み合い、お待たせすることがありますので、できるだけ午前は**11時まで**、午後は**4時まで**を目安にお越しください。
- ※ 郵送で申し立てることもできます。

申立書作成の仕方

- 1 申立書に必要事項を記入し、完成したら**相手方の人数+1部コピー**する。
例：相手方1人 → 2部コピーする ※原本とコピーの合計は3部になります。
※ 1通は申立人用控え、1通は裁判所用、残り1通は相手方用です。
 - 2 裁判所提出分(裁判所用1部と相手方用)に**印鑑(スタンプ式以外)**を押す。
 - 3 参考となる資料があれば、**相手方の数+1部コピー**する。
※ できるだけA4サイズの紙にコピーしてください。
 - 4 手数料一覧表により算出された額の**収入印紙**及び**郵便切手**を用意する。
※ 収入印紙の金額がわからない場合は、申立時に受付担当者にお尋ねください。
※ **収入印紙・郵便切手は裁判所の売店で販売しています。**
申立書の審査には時間がかかりますので、審査の待ち時間等に購入していただければ間に合います。**必要分の現金を持参してください。**
 - 5 その他事案に応じて必要となる書類
法人登記事項証明書(資格証明書) 不動産登記事項証明書 固定資産評価証明書
戸籍謄本
- ※ **申立書は相手方に送付します。** そのことを考慮して、申立書は作成してください。
また、提出された参考資料も、原則として相手方に送付します。「相手方には渡して欲しくない」というものがありましたら、申立時に申し出てください。
- ※ **郵送で申立てをする場合は、申立書(裁判所用、相手方用両方に印鑑を押したもの)、参考資料、収入印紙、郵便切手を同封してください。**

持参するもの

問い合わせ先

印鑑 (申立書に押印したものと同じもの)

千葉 簡易裁判所 民事係(受付)

住 所： 〒260-0013 千葉市中央区中央四丁目11番27号

電 話： 043-333-5286 (ダイヤルイン)